

## 専門的なサービスが必要と認められるケース

- 認知機能の低下や精神障害（うつ傾向などを含む）・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うもの
- 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが必要と特に認めたもの
- 精神疾患やパーキンソン病などの精神難病等を有するもので、専門的な支援を必要とするもの
- 人工透析を必要としているもので身体介護を必要とするもの
- 心疾患やがんなどの疾患により日常生活の動作時に支障があるもの
- 在宅酸素療法を行っており、専門的な支援を必要とするもの
- 重度の視覚・聴覚障害などで専門的な支援を必要とするもの
- ~~➤ 支援を必要とする理由が、下記の項目のうち4項目以上該当するもの  
○入浴見守り ○運動機能低下 ○認知機能低下 ○うつ傾向見守り  
○社会性の維持~~
- 第二号被保険者（がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため）